

広島県水道広域連合企業団管理規程第4号

広島県水道広域連合企業団事務委任規程を次のように定める。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団事務委任規程

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく企業長の権限に属する事務の委任に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委任事務の処理の特例)

第2条 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第2条第1項に規定する地方機関の長（以下「所長」という。）は、次条以下の規定により委任された事務であっても、次の各号に掲げる場合には、その処理につき、あらかじめ企業長の指揮を受けなければならない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
- (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがある場合

(各所長への共通委任)

第3条 各所長に対し、当該機関に所属する職員又は当該機関の所掌に係る次の各号に掲げる事務を委任する。

- (1) 職員の事務分担の決定
- (2) 事実の証明及び謄本、抄本等の交付
- (3) 各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧の許可等
- (4) 軽易な公告その他の公示
- (5) 調査の実施及び資料の収集
- (6) 軽易な広報の実施
- (7) 申請、催告、通知、照会、回答及び届出（国又は他の地方公共団体に対するもので重要なものを除く。）
- (8) 令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為（予定価格が7,000万円以上の物品の購入に関する事務を除く。）
- (9) 物品の取得（予定価格が7,000万円以上の物品の購入を除く。）及び予定価格が7,000万円未満の物品の処分
- (10) 令達予算の範囲内における工事の執行（建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争の解決を除く。）
- (11) 令達予算の範囲内における工事の執行に伴う測量、調査及び設計の委託
- (12) 令達予算の範囲内における工事の執行に伴う土地及び物件の取得
- (13) 令達予算の範囲内における工事の執行に伴う損失補償

- (14) 工事の執行に伴う土地の取得に係る登記の嘱託
- (15) 広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和５年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）によりその例によることとされる広島県建設事業負担金条例施行規則（昭和36年広島県規則第53号）第６条の規定による減免の決定及び通知
- (16) 地方自治法第238条の４第７項の規定による行政財産の使用許可並びに当該許可に係る行政財産の使用料の額の決定及びその現状、使用の目的又は使用の態様の変更の承認
- (17) 地方自治法第238条の５第１項の規定による普通財産である土地の貸付けに関すること。
- (18) 不用となった工作物（建物を除く。）及び樹木の分類換え及び処分

２ 各所長は、法令並びに条例及び規程に別段の定めがある場合を除くほか、その所掌に属する事務の処理に関し、要綱等を制定することができる。

（各所長への個別委任）

第４条 前条に規定する事務のほか、次条以下に定めるところにより、各所長に対し、当該機関の所掌事務の範囲内において、企業長の権限に属する事務を委任する。

（広島水道事務所長への委任）

第５条 次に掲げる事務は、広島水道事務所長に委任する。

- (1) 現に広島県広島水道事務所が行い、令和５年４月１日以降に広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が行う水道用水供給事業に係る事務の準備に関すること
- (2) 現に広島県広島水道事務所が行い、令和５年４月１日以降に企業団が行う工業用水道事業に係る事務の準備に関すること

（竹原事務所長への委任）

第６条 現に竹原市が行い、令和５年４月１日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、竹原事務所長に委任する。

（三原事務所長への委任）

第７条 現に三原市が行い、令和５年４月１日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、三原事務所長に委任する。

（府中事務所長への委任）

第８条 現に府中市が行い、令和５年４月１日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、府中事務所長に委任する。

（三次事務所長への委任）

第９条 現に三次市が行い、令和５年４月１日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、三次事務所長に委任する。

（庄原事務所長への委任）

第10条 現に庄原市が行い、令和５年４月１日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の

準備に関することは、庄原事務所に長に委任する。

(東広島事務所に長への委任)

第11条 現に東広島市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、東広島事務所に長に委任する。

(廿日市事務所に長への委任)

第12条 現に廿日市市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、廿日市事務所に長に委任する。

(安芸高田事務所に長への委任)

第13条 現に安芸高田市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、安芸高田事務所に長に委任する。

(江田島事務所に長への委任)

第14条 現に江田島市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、江田島事務所に長に委任する。

(熊野事務所に長への委任)

第15条 現に熊野町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、熊野事務所に長に委任する。

(北広島事務所に長への委任)

第16条 現に北広島町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、北広島事務所に長に委任する。

(大崎上島事務所に長への委任)

第17条 現に大崎上島町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、大崎上島事務所に長に委任する。

(世羅事務所に長への委任)

第18条 現に世羅町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、世羅事務所に長に委任する。

(神石高原事務所に長への委任)

第19条 現に神石高原町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、神石高原事務所に長に委任する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。